



御坊商工会議所ニュース

発行所
御坊商工会議所

電話 (0738)22-1008(代)
FAX (0738)23-1245
Eメール: info@gobo-cci.or.jp

確定申告は正しくお早めじー!

令和6年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の
受付は、令和7年2月17日(月)から
3月17日(月)までです

税金には所得税・消費税・固定資産税等さまざまな種類がありますが、私たちにこれらを納付する義務があります。この中で、所得税の確定申告については毎年1月1日から12月31日までに得たすべての所得を計算し、申告・納税しなければなりません。この手続きを確定申告と言いますが、確定申告では1年間に得た所得を計算し、納税額を確定させますが、あらかじめ源泉徴収という形で税金を徴収されている場合や、予定納税という形で税金を前払いしている場合もあります。従って、確定申告は税金を計算し払った税金との精算の手続きという意味合いもあります。

次のような場合は、確定申告が必要です。
■一般の方の場合
①事業所得、不動産所得、給与所得、配当所得、一時所得又は雑所得などがある方は、これらの所得金額の合計額が基礎控除や扶養控除などの所得控除額の合計額を超える場合は、申告が必要です。
■給与所得の方
①給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
②給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える方
(例) 給与を1か所から受けていて公的年金等に係る収入金額が80万円(65歳以上の方(昭和35年1月1日以前に生まれた方)は130万円)を超える場合
③給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える方
※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。)を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

取っている方
⑤災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方。
⑥在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている方
【気をつけたい事項(一部抜粋)】
(1)基礎控除
基礎控除については、控除額は最高で48万円となっています。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてははその合計所得金額に応じて控除額が削減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできません。この結果、基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。
(2)青色申告特別控除
取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額は55万円となっています。ただし、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とします。
A.その年分の事業に係る仕訳帳および総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。
B.その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。
(3)定額減税
定額減税とは、あなたとあなたの扶養親族などの人数により算出される定額減税額を令和6年分の所得税額及び個人住民税所得割額から差し引くことにより、所得税及び個人住民税の負担を軽減する特例措置をいいます。定額減税を受けることができる方は、次のいずれにも該当する方です。
A.令和6年分の所得税の納税者である方(居住者に限ります)
B.令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方

(2)青色申告特別控除
取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額は55万円となっています。ただし、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とします。
A.その年分の事業に係る仕訳帳および総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。
B.その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。
(3)定額減税
定額減税とは、あなたとあなたの扶養親族などの人数により算出される定額減税額を令和6年分の所得税額及び個人住民税所得割額から差し引くことにより、所得税及び個人住民税の負担を軽減する特例措置をいいます。定額減税を受けることができる方は、次のいずれにも該当する方です。
A.令和6年分の所得税の納税者である方(居住者に限ります)
B.令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方

個別労務相談会

社会保険労務士に無料で相談できます

御坊商工会議所では、専門指導員(社会保険労務士)を配置した出張相談室を設置し、就業規則作成変更、賃金・助成金等労務管理全般など、中小企業の労働面の相談等にワン・ストップで対応しています。お気軽にお申込み下さい。

日時 令和7年2月21日(金)
午後1時~午後5時(1時間単位での予約)
場所 御坊商工会館3階 会議室

※都合により、ご相談日時の変更等をお願いをする場合がございます。
※また、個別訪問も行っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。
※ご相談については、完全予約制となっております。
必ず事前のご予約をお願いします。

ご予約・お問合せ先 御坊商工会議所 TEL22-1008まで

定額減税額については、次のとおりとなります。
所得税の確定申告が必要な方は令和6年分の所得税の確定申告の際に定額減税額を控除して計算を行う必要があります。

定額減税額	所得税	個人住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者 又は扶養親族	1人につき3万円	1人につき1万円

(4)税務関係書類における押印義務
提出者等の押印をしなければならぬこととされている税務関係書類において、原則として、押印を要しないこととするほか、所要の措置が講じられました。
詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。
<https://www.nta.go.jp/>



建築金物

MURAKAMI むらかみ金物店
代表 村上 宗隆

和歌山県御坊市中町3丁目
TEL (0738) 22-2694
FAX (0738) 20-5065
E-Mail:munetaka6@zeus.eonet.ne.jp



巧細川組(株)

本社 〒644-0032 御坊市岩内198-1
工務部 〒644-0012 御坊市湯川町小松原420-15 興士ビル1F
TEL.0738-32-2285 FAX.0738-32-2286 http://kouhosokawa.ehoh.net/

(株)興士不動産

和 new・設計事務所
Washin・Architect & Associates

一級建築士 古久保 佳州

和歌山県御坊市湯川町財部928-3 Tel.:0738-23-1753

確定申告期に多い お問い合わせ事項のQ&A

(一部抜粋)

Q. e-Taxによる申告(電子申告)の方法を教えてください。

A. e-Taxによる申告(電子申告)とは、所得税等の申告をインターネットを通じて行うことです。

マイナンバーカードがあればe-Taxによる申告(電子申告)ができます。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、税額などが自動計算され、所得税の申告書等を作成し、e-Taxによる申告ができます。

パソコンで申告書を作成される方も、スマートフォンアプリ(マイナポータルアプリ)でパソコン上に表示されたQRコードを読み取れば、e-Taxによる申告ができます。

確定申告の内容が間違っていた場合、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A. 確定申告期限内に誤りに気付いた場合は、改めて申告書等を作成し、確定申告期限までに提出してください。

また、確定申告期限後に誤りに気付いた場合は、次のような手続きで申告した内容を訂正します。

(1)税額を実際より多く申告していたとき
納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求をすることができます。

更正の請求をする場合は、「更正の請求書」に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出してください。更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から5年以内です。

更正の請求書が提出されますと、税務署でその内容を調査し、その請求内容が正当と認められたときは、減額更正(更正の請求をした方にその内容が通知されます。)が行われ、納め過ぎの税金が還付されます。

(2)税額を実際より少なく申告していたとき
確定申告書を提出した後で、税額を少なく付いたときは、修正申告をして正しい税額に修正してください。

令和4年分以降の所得税及び復興特別所得税の修正申告をする場合は、「申告書第一表」と「申告書第二表」を所轄税務署長に提出してください(令和3年分以前の所得税及び復興特別所得税の修正申告をする場合には、「申告書B第一表」と「申告書第五表(修正申告書・別表)」を提出してください。)

修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。

なお、過少申告加算税がかかる場合があります。

修正申告によって新たに納付することになった税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに納めてください。この納付する税額には、法定納期限(令和6年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税は令和7年3月17日(月)、消費税及び地方消費税は令和7年3月31日(月))の翌日から完納する日までの期間について延滞税がかかりますので、併せて納付してください。

突撃! インタビュー!!

経営指導員

さいぜが行く

事業所訪問

御坊には色々なシゴトがあるけれど、その実態がよくわからない。やりがいや本音、現場の空気をもっと知りたい! そんな思いに応えてさまざまなシゴトを突撃インタビュー!



●今月の突撃・ターゲット

「地域に笑顔を与える“まちのコンシェルジュ”」

株式会社 **nikoplus** 代表取締役 **寺口 文也さん**

当商工会議所職員の西瀬紗妃が会員事業所への突撃インタビューをして、「商人の声」をお届けいたします。

今月の訪問は、塩屋町に事業所を構える“株式会社 nikoplus”さん。笑顔で迎えてくれた代表取締役の寺口文也さんに早速、突撃インタビュー!!

寺口さんは大学卒業後、地元の病院にてカルテ管理などを行う事務職に従事していました。地元で働いていると地域の方々と接する機会も増え、「地域を盛り上げ、活性化できることが何かあれば」という思いが芽生えてきたそうです。そんな中、ネット上には御坊市の情報がまだまだ少ないというご家族の声もあり、WEB や SNS を通じて地域の魅力を発信・発信することで地域活性化に繋がるのではないかと考えました。「まちは人ではなく店で成り立つと考えています。店の活気が溢れると自然と人が集まってきます」と寺口さん。お店の力を引き出すことで地域全体の活気を高めることを目指し、独学で WEB 制作のノウハウを学び、起業に至ったそうです。

社名の由来には niko =「笑顔」、plus =「与える」というメッセージが込められており、提供するサービスもホームページ制作から SNS 対策、さらにはマーケティング戦略のアドバイスまで、幅広く提供しています。また、単発のアドバイスで終わるのではなく、継続的な WEB マーケティング支援に注力しています。「お客様の経営に関わる以上、結果にこだわりたい」と語る寺口さん。依頼者一人ひとりの要望に寄り添い、最適な提案を行うことで信頼を築いています。

「商工会議所や商工会ではエキスパート・バンクという専門家派遣制度を行っており、私もその制度の専門家として登録させていただいております。会員事業所は 1 相談のみ無料。企業カルテの提出で無料分が最大3回となりますので、WEB マーケティングにご興味のある方は、ぜひご利用ください」と話してくれました。

セミナーの開催も積極的に行っているようで、2 月には美浜町商工会で LINE 公式アカウントに関するセミナーを予定。こうした活動を通じて、地元事業者の成長を支えています。

地域密着型の WEB デザインオフィスとして、寺口さんが掲げる「笑顔」を「与える」の精神は、地元御坊市とその周辺地域の未来に希望を与えるものです。株式会社 nikoplus のこれからの挑戦に、ぜひ注目ください。



所在地：和歌山県御坊市塩屋町北塩屋 1891-2
TEL：0738-20-6266
営業時間：8時30分～17時30分
定休日：土曜、日曜、祝日



Q. 消費税及び地方消費税の申告をする必要がある人は、どのような人ですか。

A. 令和6年分の消費税及び地方消費税の確定申告をする必要がある方は、次の方です。
(1)インボイス発行事業者の登録を受けている方
(2)基準期間(令和4年分)の課税売上高が1,000万円を超える方
(3)基準期間(令和4年分)の課税売上高が1,000万円を超え、消費税の課税売上高が1,000万円以下である方も申告する必要があります。

Q. 消費税及び地方消費税の申告は、いつまでにすればよいのですか。また、どのように行えばよいのですか。

A. 個人事業者の令和5年1月1日から令和5年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。
※右記に該当する方は、令和6年分の課税売上高が1,000万円以下であっても申告する必要があります。

6年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限は、令和7年3月31日(月)です。
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、消費税及び地方消費税の確定申告書等を作成し、e-Taxによる申告ができます。
詳細は、国税庁ホームページを<http://www.nta.go.jp/>ご確認ください。

御坊商工会議所 中小企業相談所を ご利用ください

当会議所中小企業相談所では、小規模企業の経営改善、育成振興を図るため、経営指導員が事業主の皆様方の相談相手となり、創業支援・経営発達支援事業等の経営全般について、相談、指導にあたっています。
また、会議所と小規模企業者をつなぐパイプ役として、小規模企業振興委員を委嘱しています。経営上の問題でお悩みの方は、いつでも相談委員または、当相談所に相談ください。

相談はもちろん、巡回指導を通じて、経営に関する幅広い分野の相談に応じます。また各分野のエキスパートを派遣することもできます。

●金融相談
商工会議所では国・県等の制度融資の斡旋を行っています。
また、当所の経営指導を受けて経営の改善をしていこうとする方には、当会議所会頭の推薦により、保証人も担保も不要で低金利の小規模事業者経営改善資金の斡旋も行っています。

【お問合せ】
中小企業相談所
TEL22-1008まで

トレンド通信

「京都土産の三つ」の「し」 プラスアルファに学ぶこと

先日、京都を訪ねた人からお土産に、小分けになった漬物数種類と小さな缶に入ったお茶をいただきました。それを見て「さすが京都だな」と感じました。その漬物は、しば漬けやすくき、しその実漬け、福神漬けなどが20g前後に小分けされてプラ容器に入っていました。漬物は10種類ほどあり、バラで買うことも何種類かのセットで買うこともできるそうです。1人あるいは2人で一食を使い切れて、いろいろな漬物を試せるサイズと使い勝手です。それぞれのプラ容器は透明ですが、シールは水色、ピンク、黄色とカラフルでかわいらしい見た目になっています。常温で持ち運べるようにしている点も土産物として優れています。

小さな缶にティーバッグを入れた土産物は、京都ではいくつものメーカーがつくっています。いずれも缶のデザインや色使いは現代調でありながら、歴史と伝統を感じさせる要素を盛り込んでいます。おしゃれで小さく、かわいく、京都らしいものに仕上がっています。

私見ですが、京都や金沢、鎌倉といった古くからの観光都市で売られているお土産は、全体的に商品企画やパッケージデザインが優れていると感じます。それは長年の競争と淘汰のたまものではないでしょうか。中でも京都でヒットしている商品は、京都らしさを象徴する「歴史」「癒やし」「おもてなし」の三つの「し」を押さえた上で、現代の生活者にも使い勝手が良いように配慮されています。

小分けやティーバッグに代表されるような使い勝手の良さは、その時代によって求められる内容が変化します。1世帯当たりの人数がもっと多かった時代では、小分けよりももう少し大きなものが喜ばれたでしょう。また、先に挙げた三つの京都らしさについても、ターゲットとする人の違いで重視されるものが変わってきています。「歴史」と「おもてなし」は変わらないかもしれませんが、人によっては「学び」であったり「驚きと感動」であったりします。また、単にモノとしての消費よりも体験を重視する人もいます。

しょう。

今回の漬物の小分けが良くできていると感じた理由に、この商品のコンセプト自体がお客様の「次のアクション」を誘発していることでもあります。そもそも土産物は、指名買いやリピーターを除けば、それまで顧客ではなかった人をつくり手の新たな接点だといえます。小分け・多品種の商品は、それ自体が店頭における試食品のようなもので、試した中でどれか一つでも気に入ってもらえれば、

次の購買につながります。すぐに京都を訪れる機会がなくてもネット通販で買え、各地の取り扱い店舗でも買えます。

そういう意味では、お土産用につくられた商品は優れた営業パターンのようなものといえます。そして小さく、かわいらしく、運びやすく、シェアしやすいことが重要なのです。100年を超える老舗が歴史や伝統を守りながらも、デザインや商品企画を洗練させて、現代の消費者の求めるものを押さえています。そんなところに京都の底力を感じます。

日経B.P 総合研究所
上席研究員 和博 渡辺

御坊商工会議所青年部 情報通信

和歌山県商工会議所青年部連合会 第10回会員大会 ～紀州有田大会～ に 出席しました！

1月25日（土）株式会社橘家にて和歌山県商工会議所青年部連合会 第10回会員大会～紀州有田大会～が開催されました。

御坊商工会議所青年部からは10名が出席。はじめに役員会を行ったあと、記念式典、記念講演を開催。記念式典のオープニングには県連旗伝達式が行われ、紀州有田YEGから和歌山YEGへと県連旗が伝達されました。記念講演では株式会社TOA 代表取締役会長 橋本拓也氏より「Take a new step ～新しい分野への挑戦～」をテーマにご講演いただきました。これからも青年部の活動を通じて和歌山県全体の発展を目指し、さらなる飛躍を期待させる大会となりました。



令和6年度

共済還元ツアーに行ってきました♪

当所の会員向け各種共済に加入いただいている事業所を対象に「スイスホテル南海大阪でビュッフェランチとよしもと新喜劇を楽しむ旅」を1月19日（日）に開催しました。

参加者の皆さんには、大阪府難波のスイスホテル南海大阪 36階にある『テーブル 36』にて、目の前に広がる絶景とともに豪華ビュッフェランチを堪能していただきました。お腹も満たされたあとは『よしもと新喜劇』でお笑いライブを観覧。プロ芸人さんたちの巧みなトークとアドリブで、会場は笑いの渦に包まれていました。ツアーの最後には、月化粧ファクトリーでお買い物を楽しんでいただきました。

みなさんご参加ありがとうございました。



共済還元ツアーとは？

当所の会員向け各種共済に加入いただいているお客様に日頃の感謝の気持ちを込めて共済還元事業として行っているものです。

還元ツアーの対象共済は？

花まる共済・小規模企業共済・倒産防止共済・火災共済・自動車共済・傷害共済

以上の共済制度等が対象になります。

※各種共済制度について詳細は下記お問い合わせ先まで

お問合せ先：御坊商工会議所 TEL:0738-22-1008

楽しい仲間たちと御坊の未来を切り拓こう！

**御坊商工会議所青年部
新入部員募集**
入会・ゲスト参加 随時受付中!!

- ◆入会資格 御坊商工会議所の会員事業所の経営者、その後継者、もしくはその従業員で、年齢が満50歳以下の方であれば男女問わず入会できます。
- ◆会費 年会費24,000円（途中入部は月割計算した会費になります）
- ◆青年部って？ 青年部は、異業種交流そして自己研鑽の場です。青年部に加入されたことで、経営者としての気持ちの持ち方、積極性など、経営者同士でのコミュニケーションづくりができます。

青年部を価値のあるものにするのは、入部してくださる方々の「前向きな気持ち=ハート」です！青年部に興味をお持ちの方、ぜひ一度、例会などに気軽にお越し下さいませ！



お問い合わせは 御坊商工会議所青年部事務局（担当 坂井）
コチラまで TEL: 0738-22-1008 Mail: info@gobo-cci.or.jp

知っておきたい会社の労務管理

●入社時のチェックポイント

1 労働契約は書面で取り交わしましょう。

労働契約を締結または更新するときには、賃金や勤務時間などの労働条件を書面の交付により明示しなければなりません。契約後のトラブルを防ぐためにも、書面で明示しましょう。

労働契約の基本ルール

労働契約を締結または変更する場合には、会社と従業員の合意によることが原則となります。労働契約の内容について、きちんと説明を深め、あとでトラブルにならないよう、書面で確認するなど、契約内容をはっきりさせておくことが大切です。

2 試用期間を設ける場合

(1) 試用期間 試用期間とは、採用後に実際に一定期間、業務についてもらい、勤務成績、勤務態度、能力、健康状態などが会社の求める水準に達しているかを確認して、本採用するかどうかを判断する期間をいいます。

試用期間中であつても、従業員としての権利は通常の従業員と同じとなります。社会保険の加入基準についても、従業員と同様となります。

ります。

試用期間を設ける場合には、あらかじめ従業員にその意味と、解雇事由(就業規則や労働契約書へ明示)に該当した場合、試用期間満了時またはそれ以前においても解雇することがある旨を入社時に十分説明しておきましょう。

試用期間中の解雇については、通常の場合より広い範囲で解雇の自由が認められていますが、採用時に確認できなかつたことや、客観的に合理的な不適合性が認められることが必要となります。

試用期間中の従業員の適性に大きな問題があるとして認識した場合には、本人と面談し、改善を促しましょう。面談実施後も、改善が見られず、本採用が難しいと判断される場合には、早めに本採用できない旨の十分な説明をし、法令の手順によって、解雇の手続を行います。

解雇予告については、試用期間中の解雇については、採用から14日以内であれば解雇予告は必要ありません。

3 有給休暇

有給休暇は、正社員やパート・アルバイトなど雇用形態にかかわらず、要件を満たせば、誰にでも発生します。

(1) 有給休暇の発生要件 有給休暇は次の①、②の要件を満たせば、会社の承認がなくても、当然に権利が発生します。

- ① 6ヶ月間以上継続勤務していること
② その間の全勤務日の8割以上出勤していること

(2) 取得日数

有給休暇は次の表を参考にしてください。

Table with columns: 勤続年数, 付与日数. Rows: 0.5年(10日), 1.5年(11日), 2.5年(12日), 3.5年(14日), 4.5年(16日), 5.5年(18日), 6.5年以上(20日)

1 週間の所定労働時間が30時間未満の人

Table with columns: 所定労働日数, 勤続年数. Rows: 週5日以上, 4日, 3日, 2日, 1日. Columns: 0.5年, 1.5年, 2.5年, 3.5年, 4.5年, 5.5年, 6.5年以上

(3) 年5日の取得

有給休暇が10日以上付与される従業員には、年5日の有給休暇を取得させることが会社側の義務となります。また、会社は、従業員ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

4 休憩時間を与えましょう

勤務時間の長さによって、与える必要のある休憩時間が異なります。

勤務時間が次の①または②に該当する場合は、休憩時間が必要になります。

- ① 6時間を超え8時間以内の場合
② 8時間を超える場合

●退職に関するチェックポイント

1 退職届を書面でもらしましょう

退職時にはトラブルが発生しやすいので、退職届を本人から書面でもらうようにしましょう。

2 解雇の手続

解雇をする場合には、少なくとも30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金の支払が必要となります。

3 解雇できない期間

解雇することのできない期間(解雇制限期間)があります。天変事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合は除きます。

4 有期労働契約の場合

期間を定めて締結された労働契約は、その期間、従業員が「働くこと」、会社が「賃金を支払うこと」を双方で約束しているため、やむをえない相当の事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、その従業員を解雇することができません。

(1) 雇止め予告

会社は期間の定めのない労働契約(あらかじめその契約を更新しないことが明示されているものを除きます。)を更新しない場合は、少なくとも契約の期間が満了する30日前までに、その予告をしなければなりません。

(2) 雇止めの理由の明示

雇止め予告が必要となる期間の定めのある労働契約とは、①期間の定めのある労働契約が3回以上更新されている場合
②1年以下の契約期間の労働契約が更新または反復更新され、最初に労働契約を締結してから継続して通算1年を超える場合
③1年を超える契約期間の労働契約を結んでいる場合が対象となります。

会社は、雇止めの予告後にその社員が雇止めの理由について証明書を請求した場合に、遅滞なく証明書を交付しなければなりません。

また、雇止め後に社員から請求された場合も同様です。明示すべき「雇止めの理由」は、単に「契約期間の満了」とするのではなく、具体的な理由が必要となります。

●その他 この他にも従業員を雇われる場合は労働保険(労災保険・雇用保険)や社会保険(健康保険・厚生年金)の加入が必要な場合もあります。

お問い合わせは御坊労働基準監督署もしくは御坊商工会議所まで。

協会けんぽ加入の事業主・加入者の皆様へお知らせ

◆健康保険証(資格確認書)の早期回収・返却をお願いします◆

健康保険証(資格確認書)が使用できるのは、「退職日」までです!

(例) 3月10日に退職の場合 ※在職時の健康保険証(資格確認書)は使用できません!

退職日(3月10日)

退職日の翌日以降(3月11日以降)

退職日の翌日以降に、協会けんぽの健康保険証(資格確認書)を使用した場合は、「無資格受診」となり、自己負担を除いた医療費を返還していただくことになります。

退職後の健康保険証(資格確認書)の取り扱いについて

退職された方(被扶養者分を含む)の健康保険証(資格確認書)は、速やかに回収をお願いします。

回収した健康保険証(資格確認書)は、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」に添付して、日本年金機構大阪広域事務センターまたは管轄の年金事務所へご返却ください。

Q 健康保険証(資格確認書)を回収できなかった場合はどうすればいいですか?

A 「健康保険被保険者証回収不能届(健康保険資格確認書回収不能届)」の提出が必要になります。「被保険者資格喪失届」「被扶養者異動届」等に添付して、日本年金機構大阪広域事務センターまたは管轄の年金事務所にご提出ください。

電子申請で資格喪失等の申請をされたときは・・・?

回収した健康保険証は、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、速やかに日本年金機構大阪広域事務センターまたは管轄の年金事務所にご返却ください。

全国健康保険協会 和歌山支部 〒640-8516 和歌山市六番丁5和歌山六番丁801ビル3階 協会けんぽ tel 073-421-3100 (代表)

おかげさまで紀州新聞は 創刊80周年

購読料 (1ヵ月)

2,000円 (税込)



紀州新聞社

☎22-2536(代)

※郵送の場合は別途